

平成31年度川西町住宅建設支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進するため、住宅等の建設工事を行う者に対して、予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 川西町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。ただし、併用住宅は住宅部分のみとする。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - ア 売買（平成30年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）
 - イ 贈与（平成30年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ウ 相続（平成28年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - エ 賃貸借（平成30年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅、空き家並びにその住宅に附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (4) 建築等工事 住宅等の新築、増築、改築、移転する工事又は一部の修繕、模様替え等を行う工事をいう。
- (5) 空き家利活用建築等工事 川西町空き家情報登録制度要綱（平成29年1月23日付け川西町告示第4号施行）に規定する平成29年4月1日以降に登録された住宅等を取得又は賃貸借し居住することを目的として、所有者又は賃借者（賃借者は個人であるものに限る。）がその住宅等を増築、改築、移転する工事又は一部の修繕、模様替え等を行う工事をいう。
- (6) リフォーム等工事 別表1から別表6までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって第4条第2号に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (7) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認

証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

（８） 置賜地域産木材 前号に規定する県産木材のうち、産地証明により置賜地域産である木材をいう。

（９） 町内業者 川西町内に住所を有する個人事業者又は川西町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

（１０） 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

（１１） リフォーム等工事に対する補助 町が補助する補助金のうち、平成３１年度山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱（平成３１年４月１日付け建第２号）に規定する要件を満たすリフォーム等工事を行う者に対して、県の補助金を充てて交付する補助金をいう。

（１２） 移住世帯 平成３０年４月１日以降に山形県外から川西町内に住み替えた又は平成２３年３月１１日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城又は福島県に限る。）に居住しており、平成３０年３月３１日までの間に川西町内に住み替え、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項の規定による転入届を川西町へ提出した世帯員がいる世帯をいう。

（１３） 三世代世帯 世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、３以上の世代が同居している世帯であって、平成１３年４月２日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

（１４） 近居世帯 平成３０年４月１日以降に親世帯と子世帯（平成１３年４月２日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が２ｋｍ以下である区域、又は親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）

（１５） 新婚世帯 婚姻した日から１年以内である世帯をいう。

（１６） 多子世帯 平成１３年４月２日以降に出生した世帯員が３人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

（交付対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１） 住宅等の建築等工事、空き家利活用建築等工事、リフォーム等工事を行う者

（２） 川西町に住所を有する者（補助金交付申請時には川西町に住所を有しないが、申請年度の３月１０日までに川西町に転入し、居住する予定の者を含む。）

（３） 町内業者と工事請負契約を締結する者（ただし、リフォーム等工事に対す

る補助のみの場合は、県内業者と工事請負契約を締結する者)

(4) 市町村税に滞納がない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、工事費総額10万円以上の工事で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内業者が行う住宅等の建築等工事、空き家利活用建築等工事であること。
- (2) 県内業者が行うリフォーム等工事のうち別表第1から第5まで(三世帯世帯にあっては別表第1から第6まで)の右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点(リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点)以上となる工事であること。
- (3) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結した工事であること。
- (4) 補助対象工事費において他の制度による補助金等を受けていない工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 建築等工事に対する補助 前条第1号に規定する住宅の建築等工事に要する費用の20パーセントの額又は10万円のいずれか低い額
- (2) 空き家利活用建築等工事に対する補助 前条第1号に規定する空き家利活用建築等工事に要する費用の20パーセントの額又は30万円のいずれか低い額
- (3) リフォーム等工事に対する補助(一般型) 移住世帯以外が行う前条第2号に規定するリフォーム等工事に要する費用の10パーセントの額又は20万円(ただし、県産木材を3㎡以上使用する場合又は空き家(売買により取得した空き家にあっては、平成30年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。以下同じ。)のリフォームを行う場合は30万円)のいずれか低い額
- (4) リフォーム等工事に対する補助(移住型) 移住世帯が行う前条第2号に規定するリフォーム等工事に要する費用の20パーセントの額又は30万円(ただし、県産木材を3㎡以上使用する場合又は空き家のリフォームを行う場合は40万円)のいずれか低い額
- (5) 同項第3号及び第4号に規定するリフォーム等工事に対する補助と合わせて前条第1号に規定する建築等工事の補助金を受ける場合は、リフォーム等工事に要する費用の10パーセントの額又は10万円のいずれか低い額
- (6) 同項第3号及び第4号に規定するリフォーム等工事に対する補助と合わせて前条第1号に規定する空き家利活用建築等工事の補助金を受ける場合は、空き家利活用建築等工事に要する費用の10パーセントの額又は30万円のいずれか低い額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定める

とおり読み替えるものとする。

(1) 建築等工事に対する補助 前項第1号及び5号において置賜地域産木材を3 m³以上使用する場合には、同号中「10万円」とあるのは「20万円」と読み替えて適用する。

(2) リフォーム等工事に対する補助（一般型） 前項第3号のリフォーム等工事が三世代世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯により行われるもの（三世代世帯にあっては、別表第3又は別表第6に掲げる工事のみを対象とし前条第2号に規定する点数を満たす場合に限る。）である場合には、前項第3号中「10パーセント」とあるのは「20パーセント」と、「20万円」とあるのは「30万円」と、「30万円」とあるのは「40万円」と読み替えて適用する。

(3) リフォーム等工事に対する補助（移住型） 前項第4号のリフォーム等工事が新婚世帯又は多子世帯により行われるものである場合には、前項第4号中「20パーセント」とあるのは「30パーセント」と、「30万円」とあるのは「40万円」と、「40万円」とあるのは「50万円」と読み替えて適用する。

3 同条第1項の補助対象工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

4 同条第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 補助金の交付は、施行の日から平成32年3月10日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、川西町住宅建設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し

(2) 補助対象工事の図面の写し

(3) 補助対象工事の着工前写真

(4) 納税証明書

(5) 平成31年度川西町工事基準点算出表（様式第2号）

(6) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票（ただし、移住世帯、三世代世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯に限る。）

(7) 空き家の取得又は賃貸借に係る契約書等の写し（空き家利活用建築等工事、空き家に係るリフォーム等工事に限る。）

(8) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理した時は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定し、その

旨を川西町住宅建設支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、規則第6条の規定にかかわらず、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、川西町住宅建設支援事業補助金交付変更（取り下げ）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を川西町住宅建設支援事業補助金交付変更（取り下げ）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、規則第13条の規定にかかわらず、工事が完成した日から30日を経過した日又は申請年度の3月10日のいずれか早い日までに川西町住宅建設支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 補助対象工事に係る契約書の写し
- （2） 補助対象工事に係る領収証の写し
- （3） 補助対象工事に係る完成写真及び施工状況写真
- （4） 交付対象者及び交付対象者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票（ただし、移住世帯、三世代世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯に限る。）
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川西町住宅建設支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに川西町住宅建設支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1

工事内容	点数
1-1 住宅の既存部分にある壁（幅 90 cm 以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10 点／箇所
1-2 住宅の屋根又は 2 階以上の部分の重量を軽減する工事	10 点／箇所
1-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベット等を設置する工事	10 点／箇所
1-4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10 点／箇所
1-5 基礎の強度を上げる工事	10 点／箇所
1-6 柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5 点／箇所

注）この表は、耐震改修と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第 2

工事内容	点数
2-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10 点／工事
2-2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5 点／箇所
2-3 熱交換換気システムを設置する工事	4 点／箇所
2-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2 点／㎡
2-5 浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点／箇所

別表第 3

工事内容	点数
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点／㎡
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点／箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの （１）浴室の床面積を増加させる工事 （２）浴槽のまたぎ高さを低くする工事 （３）固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 （４）身体洗净を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10 点／㎡ 10 点／箇所 2 点／箇所 3 点／箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの （１）便所の床面積を増加させる工事 （２）便器を座便式のものに取り替える工事 （３）座便式の便器の座高を高くする工事	10 点／㎡ 10 点／箇所 10 点／箇所
3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 （１）長さが 100 cm 以上の手すりを取り付けるもの （２）長さが 100 cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点／m 2 点／箇所

3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む） （１）勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの （２）（１）以外の部分の段差を解消するもの	10 点／㎡ 5 点／㎡ 又は 2 点／箇所
3-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの （１）開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 （２）開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 （３）戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5 点／箇所 1 点／箇所 10 点／箇所 5 点／箇所 2 点／箇所
3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点／㎡
3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点／箇所

別表第 4

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点／0.1 ㎡

別表第 5

工事内容	点数
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの （１）雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 （２）雪止めを設置し、又は取り替える工事 （３）固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	2.5 点／箇所 5m未満は 5 点／箇所、 5m以上は 10 点／箇所 1 階分につき 5 点
5-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの （１）屋根の勾配を大きくする工事 （２）雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 （３）屋根に雪割板を設置する工事	10 点／箇所 10 点／箇所 10 点／箇所
5-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点／箇所

別表第 6

6-1 居室の床面積合計がリフォーム工事着手前と比べ 10 m ² 以上増加する工事	1 点/m ²
6-2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を 1 か所以上増設する工事	10 点/箇所